

敦賀駅交流施設利用許可申請書

2021年1月27日

敦賀駅交流施設

指定管理者 あて

申請者 住 所 福井県敦賀市鉄輪町 1-1-19

団 体 名 敦賀駅交流施設オルパーク

氏 名 敦賀 オル太

電話番号 0770-20-0689

次のとおり申請します。

利 用 目 的	小学生による書道作品展示
利 用 日 時	R3年1月30日午 <input type="text" value="前"/> 9時00分から1月30日午 <input type="text" value="前"/> 5時00分まで 後 <input type="text" value="後"/>
利用施設・面積	多目的室 <input type="text" value="ギャラリー"/> <u> </u> m ² ・ ポスター等の掲示 <u> </u> 枚 休憩所 <u> </u> m ²
入場予定人員	男 20 人 女 20 人 (計 40 人)
利 用 責 任 者	住所 福井県敦賀市鉄輪町 1-1-19 氏名又は 敦賀駅交流施設オルパーク 名称 敦賀 オル太 TEL 090-0000-0000

申込方法及び注意事項

- 1 受付は、原則利用される日の前7日までの間に行うことができます。受付時間は、午前8時00分から午後7時00分までとします。
- 2 次の場合は、利用を許可されません。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 管理上支障があると認められるとき。
 - (4) 食品衛生法等の営業許可等が必要なものにおいて、許可を得ていないとき。
 - (5) その他指定管理者が不適當であると認めるとき。
- 3 利用時間は、準備や後始末に要する時間を含みます。
- 4 利用に当たって特別な設備、器具等を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けてください。
- 5 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。
- 6 許可を受けた目的以外に敦賀駅交流施設を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。